改 正 後

現

第一 規則第44条関係

 $1 \sim 7$ (略)

- 8 平成22年改正法附則第5条第1項の規定 により号俸を1号俸上位の号俸とされた職員 等に係る復職時調整の特例
 - 一 一般職の職員の給与に関する法律等の一 部を改正する法律(平成22年法律第53 号) 附則第5条第1項の規定により号俸を 1号俸上位の号俸とされた職員(次号にお いて「調整対象職員」という。) (国家公 務員の給与の改定及び臨時特例に関する法 律(平成24年法律第2号。次項において 「給与改定特例法」という。)附則第8条 第1項又は第2項の規定により号俸を上位 の号俸とされた職員を除く。) の休職等の 期間であって、その初日が平成21年10 月1日から平成23年3月31日までの間 にあるものに係る同年4月1日以後の復職 時調整における第一の第2項第1号の規定 の適用については、同号中「基準号棒の号 数」とあるのは、「基準号俸の号数に1を 加えて得た数」とする。

二 (略)

- 9 給与改定特例法附則第8条第1項又は第2 項の規定により号俸を上位の号俸とされた職 員等に係る復職時調整の特例
 - 一 給与改定特例法附則第8条第1項の規定により号俸を上位の号俸とされた職員<u>(給</u>与改定特例法附則第8条第2項の規定により号俸を上位の号俸とされた職員を除く。)の休職等の期間であって、その初日が平成24年3月31日までの間にあるものに係る同年4月1日以後の復職時調整における第一の第2項第1号の規定の適用については、同号中「基準号俸の号数」とあるのは、「基準号俸の号数(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(

第一 規則第44条関係

 $1 \sim 7$ (略)

- 8 平成22年改正法附則第5条第1項の規定 により号俸を1号俸上位の号俸とされた職員 等に係る復職時調整の特例
 - 一 一般職の職員の給与に関する法律等の一 部を改正する法律(平成22年法律第53 号) 附則第5条第1項の規定により号俸を 1号俸上位の号俸とされた職員(次号にお いて「調整対象職員」という。) (国家公 務員の給与の改定及び臨時特例に関する法 律(平成24年法律第2号。次項において 「給与改定特例法」という。)附則第8条 第1項の規定により号俸を上位の号俸とさ れた職員を除く。) の休職等の期間であっ て、その初日が平成21年10月1日から 平成23年3月31日までの間にあるもの に係る同年4月1日以後の復職時調整にお ける第一の第2項第1号の規定の適用につ いては、同号中「基準号俸の号数」とある のは、「基準号俸の号数に1を加えて得た 数」とする。

二 (略)

- 9 <u>給与改定特例法附則第8条第1項の規定により号俸を上位の号俸とされた職員等</u>に係る 復職時調整の特例
 - 一 給与改定特例法附則第8条第1項の規定により号俸を上位の号俸とされた職員の休職等の期間であって、その初日が平成24年3月31日までの間にあるものに係る同年4月1日以後の復職時調整における第一の第2項第1号の規定の適用については、同号中「基準号俸の号数」とあるのは、「基準号俸の号数(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成22年法律第53号)附則第5条第1項の規定により号俸を1号俸上位の号俸とされた

平成22年法律第53号)附則第5条第1項の規定により号俸を1号俸上位の号俸とされた職員のうち当該復職時調整に係る休職等の期間の初日が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間にあるものにあっては、基準号俸の号数に1を加えて得た数)に国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)附則第8条第1項の規定により調整された後の号俸の号数から同項の規定の適用がないものとした場合の号俸の号数を減じて得た数に相当する数を加えて得た数」とする。

二 給与改定特例法附則第8条第2項の規定 により号俸を上位の号俸とされた職員の休 職等の期間であって、その初日が平成25 年3月31日までの間にあるものに係る同 年4月1日以降の復職時調整における第一 の第2項第1号の規定の適用については、 同号中「の日における復職時調整は、基準 号俸の号数」とあるのは「の日における復 職時調整は、基準号俸の号数(一般職の職 員の給与に関する法律等の一部を改正する 法律(平成22年法律第53号)附則第5 条第1項の規定により1号俸上位の号俸と された職員のうち当該復職時調整に係る休 職等の期間の初日が平成21年10月1日 <u>から平成23年3月31日</u>までの間にある ものにあっては、基準号俸の号数に1を加 えて得た数。以下この号において「特定基 準号数」という。) (国家公務員の給与の 改定及び臨時特例に関する法律(平成24 年法律第2号) 附則第8条第1項の規定に より1号俸上位の号俸とされた職員(以下 この号において「平成24年1号俸調整職 員」という。) のうち当該復職時調整に係 る休職等の期間の初日が平成21年10月 1日から平成24年3月31日までの間に あるものにあっては、特定基準号数に1を 加えて得た数) に1を加えて得た数」と、 「昇給日における復職時調整は、基準号俸 の号数」とあるのは「昇給日における復職 職員のうち当該復職時調整に係る休職等の 期間の初日が平成21年10月1日から平 成23年3月31日までの間にあるものに あっては、基準号俸の号数に1を加えて得 た数)に国家公務員の給与の改定及び臨時 特例に関する法律(平成24年法律第2号)附則第8条第1項の規定により調整され た後の号俸の号数から同項の規定の適用が ないものとした場合の号俸の号数を減じて 得た数に相当する数を加えて得た数」とす る。

二 この項の規定の適用がないものとした場 合の復職時調整ができる日における号俸の 号数が、平成18年4月1日から平成20 年12月31日までの期間に係る第一の第 2項第2号に規定する調整数について同号 に規定する標準号俸数の号数及び号俸数に 相当する数並びに同項第3号に規定する算 定の基礎となる号数(当該号数が0となる 場合を除く。) がこれらの号数及び数にそ れぞれ1を加えて得た数であったものとし て調整された号俸の号数を下回ることとな る職員(平成24年4月1日において36 歳に満たない職員(給与改定特例法附則第 8条第1項に規定する除外職員を除く。) であって、同条第1項の規定により2号俸 (同日において30歳以上36歳未満の職 員並びに同日において30歳未満の職員で あって、当該下回ることとなる数が1とな る職員及びその者の属する職務の級におけ る最高の号俸の1号俸下位の号俸を受ける 職員にあっては、1号俸)上位とされた職 員以外の職員に限る。) の休職等の期間で あって、その一部又は全部が平成18年4 月1日から平成20年12月31日までの 間にあるものに係る平成24年4月1日以 後の復職時調整における第一の第2項第1 号の規定の適用については、同号中「)ま での各算定期間に係る次号の規定による調 整数の合計数」とあるのは「)までの各算

時調整は、特定基準号数(平成24年1号 俸調整職員のうち当該復職時調整に係る休 職等の期間の初日が平成21年10月1日 から平成24年3月31日までの間にある ものにあっては、特定基準号数に1を加え て得た数)に1を加えて得た数」とする。

定期間に係る次号の規定による調整数の合 計数に1(平成24年4月1日において3 0歳に満たない職員(国家公務員の給与の 改定及び臨時特例に関する法律(平成24 年法律第2号。以下「給与改定特例法」と いう。) 附則第8条第1項に規定する除外 職員を除く。)であって、復職時調整がで きる日における号俸の号数が、平成18年 4月1日から平成20年12月31日まで の期間に係る同号に規定する調整数につい て同号に規定する標準号俸数の号数及び号 俸数に相当する数並びに第3号に規定する 算定の基礎となる号数(当該号数が0とな る場合を除く。) がこれらの号数及び数に それぞれ1を加えて得た数であったものと して調整された号俸の号数を下回る数が2 以上となる職員(同項の規定により1号俸 上位の号俸とされた職員及びその者の属す る職務の級における最高の号俸の1号俸下 位の号俸を受ける職員を除く。) にあって は、2)を加えて得た数」と、「評価終了 日までの各算定期間に係る次号の規定によ る調整数の合計数」とあるのは「評価終了 日までの各算定期間に係る次号の規定によ る調整数の合計数に1(平成24年4月1 日において30歳に満たない職員(給与改 定特例法附則第8条第1項に規定する除外 職員を除く。) であって、復職時調整がで きる日における号俸の号数が、平成18年 4月1日から平成20年12月31日まで の期間に係る同号に規定する調整数につい て同号に規定する標準号俸数の号数及び号 俸数に相当する数並びに第3号に規定する 算定の基礎となる号数(当該号数が0とな る場合を除く。)がこれらの号数及び数に それぞれ1を加えて得た数であったものと して調整された号俸の号数を下回る数が2 以上となる職員(給与改定特例法附則第8 条第1項の規定により1号俸上位の号俸と された職員及びその者の属する職務の級に おける最高の号俸の1号俸下位の号俸を受 ける職員を除く。)にあっては、2)を加

三 この項の規定の適用がないものとした場 合の復職時調整ができる日における号俸の 号数が、平成18年4月1日から平成20 年12月31日までの期間に係る第一の第 2項第2号に規定する調整数について同号 に規定する標準号俸数の号数及び号俸数に 相当する数並びに同項第3号に規定する算 定の基礎となる号数(当該号数が0となる 場合を除く。) がこれらの号数及び数にそ れぞれ1を加えて得た数であったものとし て調整された号俸の号数を下回ることとな る職員(平成25年4月1日において39 歳に満たない職員(同日において37歳以 上39歳未満の職員であって同日において 給与改定特例法附則第8条第1項に規定す る除外職員(以下単に「除外職員」という 。)であった職員、同日において31歳以 上37歳未満の職員であって同日において 除外職員であり、かつ、平成24年4月1 日において除外職員であった職員及び平成 25年4月1日において31歳未満の職員 であって平成24年4月1日において除外 職員であった職員を除く。) であって、同 条第1項及び第2項の規定により2号俸(平成25年4月1日において37歳以上3 9歳未満の職員、同日において31歳以上 37歳未満の職員であって当該下回ること となる数が1となる職員(以下「1号俸上 位相当職員」という。)及び1号俸上位相 当職員以外の職員で平成24年4月1日又 は平成25年4月1日において除外職員で あった職員並びに平成25年4月1日にお いて31歳に満たない職員であって1号俸 上位相当職員及び1号俸上位相当職員以外 の職員で平成24年4月1日においてその 者の属する職務の級における最高の号俸の 1号俸下位の号俸を受ける職員であった職 員にあっては、1号俸)上位とされた職員 以外の職員に限る。) の休職等の期間であ って、その一部又は全部が平成18年4月 1日から平成20年12月31日までの間 にあるものに係る平成25年4月1日以後 の復職時調整における第一の第2項第1号 の規定の適用については、同号中「)まで の各算定期間に係る次号の規定による調整 数の合計数」とあるのは「)までの各算定 期間に係る次号の規定による調整数の合計 数に1(平成25年4月1日において31 歳以上37歳未満の職員であって、復職時 調整ができる日における号俸の号数が、平 成18年4月1日から平成20年12月3 1日までの期間に係る同号に規定する調整 数について同号に規定する標準号俸数の号 数及び号俸数に相当する数並びに第3号に 規定する算定の基礎となる号数(当該号数 が0となる場合を除く。)がこれらの号数 及び数にそれぞれ1を加えて得た数であっ たものとして調整された号俸の号数を下回 る数が2以上となる職員(以下「2号俸上 位相当職員」という。) (国家公務員の給 与の改定及び臨時特例に関する法律(平成 24年法律第2号) 附則第8条第1項の規 定により1号俸上位の号俸とされた職員(以下「平成24年1号俸調整職員」という 。)及び平成24年4月1日又は平成25 年4月1日において同項に規定する除外職 員(以下単に「除外職員」という。)であ った職員を除く。)及び平成25年4月1 日において31歳に満たない職員であって 、2号俸上位相当職員(平成24年1号俸 調整職員及び平成24年1号俸調整職員以 外の職員で平成24年4月1日においてそ の者の属する職務の級における最高の号俸 の1号俸下位の号俸を受ける職員(以下「 最高号俸1号俸下位職員」という。) であ った職員を除く。)にあっては、2)を加 えて得た数」と、「評価終了日までの各算 定期間に係る次号の規定による調整数の合 計数」とあるのは「評価終了日までの各算 定期間に係る次号の規定による調整数の合 計数に1(平成25年4月1日において3 1歳以上37歳未満の職員であって、2号 俸上位相当職員(平成24年1号俸調整職 員及び平成24年4月1日又は平成25年4月1日において除外職員であった職員を除く。)及び平成25年4月1日において31歳に満たない職員であって、2号俸上位相当職員(平成24年1号俸調整職員及び平成24年1号俸調整職員以外の職員で最高号俸1号俸下位職員であった職員を除く。)にあっては、2)を加えて得た数」とする。